

2022年12月から初めて特掃カードを作る方へ（新規受付が毎日受付になります。）

新規用

「特掃」の登録について

（2月3月を除く）

この事業はあいりん地域の生活困難な高齢日雇労働者のための特別就労対策です。
申込んだ翌月から紹介を受けることができます。（※紹介について 参照）

※センター利用者カード未作成の方は、予めセンター窓口にて、利用者カードの作成をお願いします。

登録要件

- 登録の翌月末現在55歳以上または障がい者手帳をお持ちのあいりん地域の生活困難な日雇労働者が対象です。（裏面もお読みください。）
- 登録申込月を含めさかのぼって6ヶ月以内に結核健診の受診が必要です。（結核健診カードを持参してください。）
- 相談記録（労働者）台帳（利用者カード）の作成が必要です。

登録申込書配布

配付日：11月14日（月）午後1時15分から西成労働福祉センター紹介窓口で配付します。
配付時間：平日は午前5時から午後5時、土曜日は午前5時から午前12時までです。

受付・カード交付

受付時間：午後1時30分～午後3時30分まで（土日祝休 館日を除く）

場所：西成労働福祉センター紹介窓口

受付日	カード交付日	輪番紹介開始日
12月 1日（木）～12月 15日（木）	12月 26日（月）	1月 4日（水）
12月 16日（金）～12月 28日（水）	1月 12日（木）	1月 16日（月）
1月 4日（水）～ 1月 13日（金）	1月 24日（火）	2月 1日（水）
1月 16日（月）～ 1月 31日（火）	2月 9日（木）	2月 16日（木）
2月 7日（火）	2月 16日（木）	3月 1日（水）

※紹介について

- 生活保護受給中の方または生活保護受給額と同程度以上の年金受給中の方は紹介できません。
- 結核健診で要検査・要治療となっているあいたは紹介できません。
- 体力・健康面等で就労に支障がある場合や酒気帯びの方への紹介はできません。
- 雇用主から拒否や制限があった就労先については紹介できません。

【同意書（年金、生活保護確認等）を提出していただきます。】

登録に際して、本人であることや生年月日の確認のため④の書類のいずれか1つ。
 また、あいりん地域を拠点に日雇労働で生活していることを確認するため⑤と⑥
 の書類がそれぞれ必要になります。

登録要件確認のための書類

A 本人/年齢の確認

+

B 地域性の確認

提示書類	
雇用保険 健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 日雇雇用保険手帳 日雇健康保険手帳
運転免許	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証
国・自治体 発行書類	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 年金証書 障がい者手帳 住民票 マイナンバーカード 在留カード
戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍抄本・附票
各種資格証明書	<ul style="list-style-type: none"> 技能講習修了証
履歴照会	<ul style="list-style-type: none"> センター利用者カード (要個人台帳本人確認書類 確認済み)

提示物
<ul style="list-style-type: none"> センター利用者カード

+

C 日雇労働者であることの確認
<ul style="list-style-type: none"> 就労事業所の聞き取り